

上告事件：平成23年（才）第7号 上告受理申立事件：平成23年（受）第13号  
（配転無効確認等請求上告・上告受理申立事件「NTTリストラ静岡裁判」）

最高裁判所第2小法廷  
須藤 正彦 裁判長様

## 上 申 書

1. 一審原告ら3人の上告等については、口頭弁論を開き、審理を尽くして、その請求を認めて下さい。

東京高等裁判所民事第23部は、2010年9月15日、NTTリストラ配転事件において、一審原告ら（石川津由子・岡本順一郎・鈴木秀雄）に対して、控訴を全面的に棄却しその請求を退ける不当な判決を言い渡しました。

本訴訟の原因となった異職種・遠隔地配転は、2002（平成14）年5月、NTTグループが「利益の最大化」を図るためにNTT東・西において「50歳退職・賃下げ再雇用」を全国規模で強行した「11万人リストラ」が発端です。すなわち、本訴訟は、NTT西日本が、経営危機を打開するためと称して、子会社を新設して主要業務を全面的にこれに委託したうえで、50歳に達した労働者に最大3割もの賃金カットをし、この子会社への転籍（退職・再雇用）を強要し、これに応じない労働者に、見せしめとしてこれまでに経験のない遠隔地での異職種・無期限配転を強いたというものです。

一審原告3人らは、業務上の必要性も全くないうえ、本人の健康、家族の実情、スキルや経験など全て無視され、地元静岡から名古屋、京都への単身赴任や遠距離通勤を強いる配転を命じられました。このような不利益・不合理な配転を受けた原告3人は、この配転は移籍の自由を侵害する配転であり、「50歳退職・賃下げ再雇用」を拒否した労働者への嫌がらせ・見せしめを目的とする不当な動機・目的を持った配転、業務上の必要性のない配転、年齢差別の配転、60歳定年制を定めた高齢者雇用安定法に実質的に違反する配転、不当労働行為にあたる配転などとして、この無効の確認と損害賠償を求めて提訴したものです。

東京高等裁判所判決は、こうした原告らの正当な主張を一顧だにせず、企業の裁量権を限りなく広範に認め、NTT西日本の経営が危機的状況になかったとしても、今回のリストラ計画は合理的な経営上の判断だとし、配転についてもその業務上の必要性は余人を持って替え難いといった高度のものである必要はないとしてこれを安易に認めました。また、配転による原告らの不利益は受忍限度の範囲内だとし、これらを前提に論理のすり替えを行って、見せしめ配転・他の労働者を退職（転籍）に追い込むための配転であることに目を瞑り、NTT西日本の二重・三重の違法の全てを不当に免罪してしまったものであり、憲法感覚も欠如した到底容認できないものです。

同じNTT西日本内の大阪訴訟・松山訴訟は、こうしたNTT西日本労働者の状況を見かねて、少なくとも第2次配転の違法性は認定し、多数の原告を救済しました。すなわち、大阪訴訟においては、2009（平成21）年12月8日に、最高裁判所が一審被告の上告申立を棄却し、17人については配転の業務上の必要性は認められず、配転が違法であったとした大阪高等裁判所判決が確定しました。また、松山訴訟は、高松高等裁判所が2010（平成22）年3月25日、一審原告3人に対しそれぞれ200万円の慰謝料の支払いを命じ、この判決は、2011（平成23）年2月15日、最高裁判所が一審被告の上告申立を棄却して確定しました。しかしながら、本件東京高裁判決は、こうした配慮すら全くせず、不当にも一審原告の請求をすべて退けたのです。

よって、貴裁判所におかれましては、上記しましたとおり、速やかに上告人の請求を認め、口頭弁論を開き、審理を尽くしていただくよう上申いたします。

2011年 月 日  
住所

氏名

連絡先：通信産業労働組合静岡支部  
〒420-0831 静岡県静岡市葵区水落町2-26 NTT水落ビル1F